

●風水害の対策、日ごろの備えについて考えてみませんか？



*平成30年 台風24号に伴う災害時において、鉢巻道路に土砂が流入した様子

富士見町 秋季総合防災訓練

日時

2025. 9.7 日

例年は地震を想定した訓練を実施していますが、今回は大雨を想定した訓練を実施します。

時間

8:00~10:30

※大雨警報が発表されたことを想定し、訓練を開始します。

開始の放送は防災行政無線を使用します。

なお、8時45分には「土砂災害警戒情報」、9時には「避難指示」が発表されます。裏面を参照いただき、該当の方は各一次避難所への避難をお願いします。

場所

各一次避難所、境小学校(見学自由)



長野県消防防災ヘリの着陸や自衛隊、建設事業協同組合、水道事業協同組合、消防団による連携訓練、避難所開設、富士見町赤十字奉仕団による炊き出し訓練などを見学することができます。

*悪天候、災害発生の場合は訓練の一部を縮小または中止する可能性があります。

*当日の駐車については、付近誘導員の指示に従ってください。



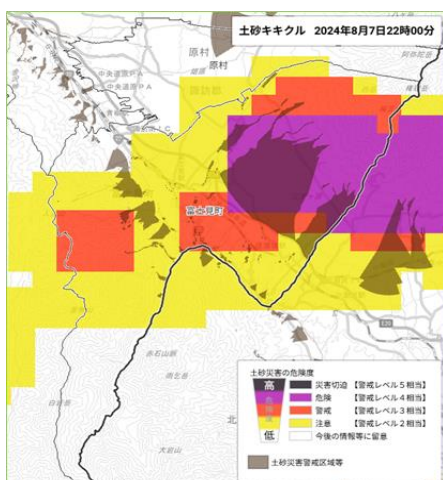


信州砂防情報マップ

富士見町における土砂災害(特別)警戒区域の指定状況



平時から、ハザードマップ、地区防災マップ等で**災害リスクを確認**しておきましょう！
※「信州砂防情報マップ」、「ふじみ防災行政ナビ(防災アプリ)」参照 ▶



令和6年8月7日大雨時におけるキキクルの状況



気象庁「キキクル」

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難が遅れたために、災害が発生・切迫(切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況)し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点である場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」(例: 垂直避難)である。

町から「避難指示」が発表された場合は、原則、土砂災害(特別)警戒区域(通称レッドゾーン、イエローゾーン)付近にお住まいの方かつキキクル(気象庁HP)で警戒レベルが3以上のエリアに該当する方が、立退き避難の対象となります。

■上記の情報をご参考にしていただき、改めてご自身や避難経路上の災害リスク、避難行動についてご確認をお願いします。

訓練当日、「避難指示」が発表(午前9時 防災行政無線、防災アプリ、LINE等で一斉配信)された場合には、「避難行動」を取っていただくよう、お願いいたします。

* 避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。また、避難先は、避難所だけではなく、安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。